HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	開拓使仮学校附属「北海道土人教育所」におけるアイヌ教育の実態 : 教科書から見る明治初期のアイヌ教育政策
Author(s)	平田, 未季
Citation	Sauvage : 北海道大学大学院国際広報メディア・観光学院院生論集, 5, 29-42
Issue Date	2009-03-10
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/38212
Type	departmental bulletin paper
File Information	3_p29-42.pdf

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

【研究論文】

開拓使仮学校附属「北海道土人教育所」におけるアイヌ教育の実態

── 教科書から見る明治初期のアイヌ教育政策 ──

平田　未季
国際広報メディア専攻　博士後期課程
asandtem@yahoo.co.jp

１．はじめに

2007 年、北海道大学に「アイヌ・先住民研究センター」が教育研究施設として設立された。2005 年、中村睦男北海道大学総長は同センター設立宣言で「アイヌをはじめとする先住少数民族に関する全国的・国際的な研究教育を実施することを本学の『責務』」と位置付けている。また常本照樹アイヌ・先住民教育センター長は「北大の歴史には殖民政策の先駆けとして始まったという側面があることは否定できず、その後の歴史の中にも、大学としての基本姿勢が問われる問題があったことは事実」と述べている[1]。

両者の「責務」「殖民政策の先駆け」等の言葉の背景には、北海道開拓事業の初期に設立され常に開拓事業の中心にあった、開拓使仮学校時代から続く北海道大学の歴史がある。開拓事業の中にはもちろんアイヌ「同化」政策も含まれる。

北海道大学における「植民政策の先駆け」の最も直截的な例として、1872 年から実施された「開拓使仮学校附属北海道土人教育所」(以下「北海道土人教育所」)でのアイヌ教育があげられる。本稿ではこの「北海道土人教育所」で行われたアイヌ教育について、そこで使用された教科書を見ながら教育内容についての考察を行い、(1) 開拓使にはアイヌ教育の切実な必要性があったにも関わらずその計画が非常に不十分であったこと、(2) 使用されていた教科書が「同化」という目的にそぐわない啓蒙的な書、もしくは異文化を持つアイヌへの配慮のない書であったこと、(3) アイヌ社会の指導者を育てるという開拓使の計画の失敗、(4) それにも関わらず結果的にアイヌ「同化」が進んだのは、教育政策の力ではなく「破壊」の圧力であったことを指摘する。

本稿の構成は以下の通りである。

まず２では先行研究を基に開拓使仮学校、及び「北海道土人教育所」の設立背景を見ていく。具体的には、２．１で開拓使のアイヌ政策がどのように「北海道土人教育所」設立につながったのか、２．２でどのようなアイヌ生徒が同教育所に徴集されたのかを見る。

次に３ではそこで行われていた教育内容を考える。３．１で「北海道土人教育所」設立後の混乱にふれ、３．２では教育課程、３．３では実際に使用されていた教科書の分析からその教育政策の無計画性を裏付ける。

４では「北海道土人教育所」を出たアイヌ生徒のその後、また「北海道土人教育所」後の開拓使のアイヌ教育政策を見ていく。

開拓使によるアイヌ教育政策は、アイヌを見くびってか常に十分に計画を立てないまま進められていた。しかしそれでも尚、開拓使及び北海道のアイヌ政策が「世

界で最もうまくいっている同化政策」[2]と言われるのはなぜなのか。５では１から４での考察をまとめながら、アイヌ教育政策がもたらしたもの、及びこれからの「日本人」(以下呼称を「シャモ」[3]に統一)とアイヌとの関わり方について考える。

２．開拓使仮学校と「北海道土人教育所」設立背景

２．１　開拓使のアイヌ政策

16 世紀から蝦夷地を支配していた松前藩と、後に対ロシア政策の一環として蝦夷地を直轄した江戸幕府[4]、それを引き継いだ明治維新政府とを比べると、両者のアイヌ統治には大きな違いが見られる。

松前藩のアイヌ統治の最大の特色は愚民化政策である。松前藩はアイヌを「禽獣の類」[5]と見なしており、教育ははなから考えず労働力として単純に利用し尽くすことのみを目標としていた。またアイヌが知恵をつけないよう、あえて日本語の使用またその学習を禁じた。逆にアイヌ固有の習俗や生活習慣についてはそれを放置していた。

これに対し、江戸幕府の政策は「アイヌの和風化」であった。南下するロシアに対し蝦夷地、及び北方諸島を日本領と主張するため、幕府は仏教も取り入れアイヌを日本側に引き付けようとした。しかしその頃末期状態を迎えていた幕府は、蝦夷各地の統治もすべて松前藩時代の場所請負人に任せるほどで、「アイヌ和風化」を目指すも、すでにそれを実施できるだけの力を持っていなかった。

幕府の「アイヌ和風化」という方針を引き継ぎ、政策として実施したのが明治維新政府である。明治元年である 1868 年、明治維新政府は蝦夷地を北海道と改称し事実上の日本領化宣言をした後、同年に早速、松前藩が黙認していた入れ墨、耳環、毒矢による狩、そして独自の信仰等アイヌの伝統的習慣の禁止を発表した(田村 1992:95)。続く 1869 年には予算、政策面で大きな権限を持たされた「開拓使」が北海道に設置され、すぐにアイヌの戸籍作成が始まる。新政府発足直後のこれらの政策には、アイヌに対する「同化」方針がはっきりと示されている。

しかしこのようなアイヌ習俗の禁止はなかなか徹底されなかった。狩野・広瀬(2007:44)は、1870 年頃は開拓使直轄の札幌のような市街地でも尚「イオマンテ」[6]が行われていたことを報告している。この状態を憂いた開拓使は、1871 年「土人へ告諭」を出し、再度「弊習」、つまりアイヌの伝統的習俗の禁止を命ずるとともに、戸籍法を施行してアイヌを平民籍に入れ、シャモ風の氏名を名乗ることを強制した。1876 年開拓使は、告諭に違反した者には「厳正ノ処分」をするよう、本・支庁に命じている(田村 1992:96)。また「土人へ告諭」ではこれまでのアイヌ習俗禁止策に加え、定着型の農業の奨励、また日本語学習の奨励等、アイヌ「同化」のための積極的な教育政策も打ち出した。

「土人へ告諭」が出た翌年 1872 年初頭、開拓次官黒田清隆は北海道開拓を遂行するためにはその指導者たるべき人材の育成が急務との認識から農業教育機関の設置に動き始めた(蛯名 1991:23)。1872 年 2 月、学校の設置許可が出るや、同年 3 月、黒田は「開拓使仮学校」、附属女学校、農業現術生を養成する開拓使官園を、当時開拓使のトップが常駐していた東京出張所から目の届く、東京芝の増上寺境内に設置した。アイヌ「同化」にも積極的であったとされる黒田は、「土人へ告諭」で打ち出されたアイヌに対する積極的な「同化」教育をこの新しい学校の設立に付随して実現させようとした。このような黒田の「場あたり的発想」(狩野・広瀬 2007:57)か

ら、開拓使仮学校付属の機関として「北海道土人教育所」が設置されることとなった。

２．２　「北海道土人教育所」へのアイヌ生徒徴集

1872 年 4 月、東京の開拓使仮学校には選抜試験を受けたシャモの生徒達が集まった。その頃北海道では黒田の命を受けた札幌開拓庁主任岩村通俊が、各地でアイヌ生徒の徴集を始めていた。黒田はこの「土人教育所」を教育による同化策の要にしようと、当初約 100 人のアイヌを上京させる計画を立てていた。以下は 1872 年 7 月、内閣に提出された黒田の「北海道土人教育所」設置の趣旨説明である。

> 元来北海道土人ノ儀容貌言語全ク内国人トハ異種ノ体ヲナシ従テ風俗モ陋習を免レス即今開拓盛挙ノ折柄従前ノ醜風ヲ脱シ内地ト供ニ開化ノ域ニ進ミ我彼ノ殊別ナカラシメ度就テハ内地ノ民ヲ移住シ其風ヲ習ヒ其教ヲ受ケシメ候ノミニテハ自然遷善之功モ速ニハ行届不申所請之ヲ荘嶽之間ニ置ノ易ク且速ナルニハ如カスト奉存候
> (『北大百年史　札幌農学校資料(一)』41-42)

黒田は今までの北海道での「同化」政策の遅滞から、アイヌを居住環境から切り離して教育を行う方が、アイヌの風俗・習慣の改変が速やかに進み効率性が高いと考えていた。少数のアイヌを東京で農業指導者として教育し、後にそれぞれの居住地に戻して歓農政策・アイヌ社会教化の要とする。これが黒田の描いたアイヌ教育の構想であった。

しかし当然ながら生徒集めには困難が伴った。集められた生徒は 35 名と黒田の目標とする 100 人には遥かに及ばなかった。また選ばれた生徒達のほとんどは、札幌・小樽等開拓使庁の力が強い地域の、「役土人」[7]またはその家族である。狩野・広瀬(2007:63)はこれについて、「開拓使はアイヌ社会における支配層、シャモとの接点が多い者をまず教化しようとした」と解釈すると同時に、「シャモと接触のある者しか東京行きの『説得』に耳を貸さなかったという可能性」もあると述べている。

結局最終的には 13 歳から 38 歳の 35 名(男 26 名、女 9 名)が石狩・小樽・札幌・余市等から集められた。その後 1874 年に遅れて余市から 3 名が入校したので、「北海道土人教育所」に徴集されたアイヌは計 38 名である。彼らは募集からわずか数ヶ月後、1872 年 7 月に東京に到着している。募集から上京までかなり短い期間でことが進んでおり、ここからも「北海道土人教育所」の構想が開拓使仮学校設置に伴い、十分な準備を経ないまま立てられたことが伺える。

またこれらのアイヌ生徒達は皆働き盛りで、「役土人」としてシャモとの折衝を行う重要な立場にもあり、各アイヌ居住地の中心的な存在であった。これらの若者を性急に徴集され､残された家族には経済的にも精神的にも大きな負担がかかった。残された家族の窮乏は後に上京したアイヌ生徒を苦しめる大きな要因となる。

３．教科書から見る「北海道土人教育所」での教育内容

３．１　「北海道土人教育所」の無計画性

２で述べたように、アイヌの習俗を排除することに手間取っていた開拓使は、同時期に設立された開拓仮学校に、アイヌを教育する「北海道土人教育所」を設置す

ることを決めた。シャモに近い、アイヌ居住地の中心的存在であるアイヌ達を教育することで、後に「彼らがそれぞれの出身地で農業指導者となり、彼らを通じてコタンの教化が進むこと」(廣瀬 1997:98)を黒田は期待した。

このように後のアイヌ社会の指導者育成を目指した「北海道土人教育所」だったが、実際には「北海道土人教育所」には独立した校舎も専任の教官も存在しなかった。「北海道土人教育所」の教室は、男子は開拓使仮学校内、女子は附属女学校内に設けられており、専用の校舎がなかった。教官も開拓使仮学校教官が兼業していた。宿舎も同様で、開拓使仮学校には寄宿舎があったが、アイヌ生徒は上京後、開拓使官園、開拓使仮学校内教育所、増上寺の子院清光寺、と転居を繰り返させられた。またアイヌを監督・指導する官職の設置・任命もアイヌ生徒の到着後に行われている(狩野・広瀬 2007:55)。教育内容も、計画当初は開拓使官園での農業実習のみが想定されていたのだが、アイヌ生徒が上京してから、読み書き等の学習を開拓使仮学校内で行うことが決定している。

このようにアイヌ生徒に対する開拓使の施策は、すべてがまず実践ありきで問題が起こればその都度対策を生じるということが繰り返された。また当時は「北海道土人教育所」だけでなく、開拓使仮学校自体も各藩から集まった多種多様のシャモ生徒に対応しきれていなかった。生徒の粗暴さ、「外国人」教官との衝突に頭を悩ませた黒田は 1873 年 3 月、全生徒に解散を命じて開拓使仮学校を一時閉鎖している(蛯名 1991:26-27)。同年 4 月、黒田は自ら規則の改定、入学条件の変更をした後、再度生徒の募集・選抜を行い、開拓使仮学校は再び開校された。しかし、「北海道土人教育所」はその月にようやく女子生徒のための裁縫教授が決まる等[8]未だに迷走を極めていた。黒田は開拓使仮学校の責任者として多忙であったとはいえ、開拓使仮学校に対するほど、「北海道土人教育所」に注意を向けていたとは思われない。

また「北海道土人教育所」はアイヌのシャモへの「同化」教育を目的としていながら、皇族が開拓使仮学校を訪れた際には必ず、アイヌ生徒に民族衣装を着せ民族舞踊を踊らせた(小川 1991b)。ここではアイヌ生徒の和風化ではなくその異民族性が強調されており、アイヌ生徒を開拓使事業のアピールとして利用している様子が伺える。アイヌ生徒はこのような一貫性のない不十分な計画の下での「教育」に振り回され続ける日々であった。

３．２　「北海道土人教育所」の教育課程

では「北海道土人教育所」で実際にどのような教育が行われていたのか。その教育課程を簡単に見ていく。

「北海道土人教育所」では、男子には読・漢学・算術、女子には読・漢学・裁縫が教えられていた。ここでいう漢学は実際は「読み書き」であり、書は書道、算術は算盤、和算を意味する。ちなみに開拓使仮学校は普通科とそれを終えた学生が進む専門科に分かれていたが、普通科第一の学科は英仏学・算学・幾何学・高等数学・画学・和読書・漢作文・和漢習字・和漢歴史である。「北海道土人教育所」のレベルは開拓使仮学校に比べ、かなり低く設定されていた。

アイヌの「読」に使われていた『史略』と書に使われていた『単語篇』はこの仮学校下級生徒達と共通である。同じく「読」に使われた『郡別産物日本地理往来』と『啓蒙手習之文』はアイヌのみが使用した。これら 2 冊を終えた者は『泰西勧善訓蒙』を学習した。ただし実際この教科書まで進んだのは 4 名のみである。

1872 年 9 月に発布された「小学教則」で例示された教科書リストの中には『単語篇』『啓蒙手習之文』『泰西勧善訓蒙』が入っており、『史略』『郡別産物日本地理往来』も翌年追加されている。つまり「北海道土人教育所」で使われたこれらの教科書はみなシャモの小学校での使用を前提に作られたものである。また読・書・算術という寺子屋方式そのままの学科項目から見ても、「北海道土人教育所」では、開拓使仮学校のレベルを小学生まで下げ、小学校での教授内容をそのまま行うという方針をとったようである。校舎・教官と同様、教育課程においても「北海道土人教育所」独自のものが作られることはなかった。加えて「北海道土人教育所」の教官はいずれも道外出身でアイヌ語に通じた者はいなかった。後のアイヌ教育政策にもつながることであるが、開拓使はアイヌに「同化」教育を行う際、常にシャモの教育課程のレベルを下げたもので対処している。開拓使の教育政策では最後まで異なる文化を持つアイヌに配慮した教育課程・教科書等は作られなかった。

３．３　「同化」政策と啓蒙教科書

「北海道土人教育所」は上述の通り、アイヌのシャモへの「同化」、また将来アイヌ社会教化の指導者となる人材、つまりはシャモの言う通りに動くアイヌ指導者を育てることを目的とした場所である。しかし「北海道土人教育所」で使用された教科書はその目的に合った書とは言い難いものであった。その理由は 2 つある。1 つは教科書の選定に異なる文化を持つアイヌへの配慮がないから、もう 1 つは、明治初期の教科書には欧米重視・啓蒙的という共通する特徴があるからである。

明治初期は、識者の目は欧米に向いており、民族的・国家的意識よりも世界的普遍的意識や個人意識が高まり、啓蒙的知性が昂揚した時代であった。明治から昭和にかけての教科書を研究した唐澤(1956:3)は、後進国日本のこの時代の教科書もまたこのような思想状態の中にあって、啓蒙的普遍的、ひいては翻訳的とならざるを得なかったと述べている。唐澤(1956)は、この時代の教科書の多くは外国書の翻訳であるが、当時の文部省は多くの外国書の中から日本社会に適切なものを選ぶのではなく、外国語を理解している者の記した地理書や窮理所を列記して模範書として示すのみであったとしている。これらの教科書は、天皇絶対主義国家として生まれた明治政府の現実の社会生活を支配している倫理とは全く異なっており、明治初期の教育現場は倫理思想の混在という混乱した面を抱えていた(唐澤 1956:3-5)。

唐澤(1956)の指摘を踏まえ、以下「北海道土人教育所」で使用された教科書の内容について検討していく。

３．３．１　『単語篇』と『啓蒙手習之文』

書（習字）では『啓蒙手習之文』と『単語篇』が使われた。『啓蒙手習之文』は「序」で著者福沢諭吉の述べる通り「いろは四十七文字より國盡を始とし、傍ら西洋諸書を意譯して通俗の文章を作り上梓して習字の手本に供」すよう作られた本であり、5,6 歳の児童が字を習うと同時に文の意味を解して他の学問へ進む助けとなることを目的としている。この教科書を使っていたのは開拓使仮学校内ではアイヌ生徒のみである。

『単語篇』は『啓蒙手習之文』で取り上げた項目の他に「衣服」「飲食」「器財」等身近なものから「人倫」「歴代帝號」まで様々な概念の語彙を載せている。この書は開拓使仮学校でも使用されており、シャモの生徒はこれを習字の手本とし同時に

語彙の補強をはかった。

これらの教科書もまた明治初期の欧米志向を反映したものである。『単語篇』はまず平仮名、片仮名を 50 音順に示し、それから漢単語を分類的にあげているが、このようなスタイルは日本古来の書にはなく、欧米の入門書の類に倣って作ったものと言われている。『啓蒙手習之文』もその名の通り当時の啓蒙思想の影響に基づくものであり、特に下巻では「地球の文」「窮理問答の文」等で世界や自然の原理の知識を入れ、最後に「洋学科目」の紹介もしている。

これらの教科書は初歩の書と言いながら文章はみな訳語調で漢語も多く、また内容も当時の最新のものを含んでおり、抽象的な概念に関する説明も多い。文字を持たないアイヌにとっては相当難解な教材だったと思われる。また自然に囲まれた素朴な社会で暮らしてきたアイヌ達にとって、単語を覚える前にそれが表す複雑な抽象概念を理解することがまず困難であったが、これを教えたのは東京出身のアイヌ語・アイヌ文化を解しない教官であった。結果最も進んだ生徒でも『単語篇』一編の「數」「方」「形」「色」「度」「量」「衡」「匁」「田尺」「時」「天文」「地理」までで、具体的な日常語彙以上の発展は見られなかった。

３．３．２　『郡別産物日本地理往来』

『郡別産物日本地理往来』は読の教科書として使われ、アイヌはこれを素読・暗唱するよう求められた。同じく読の教科書であった『史略』も同様に使用されたが、これらは「国語」の教科書ではなく、それぞれ地理、歴史の本である。しかし「国語」以外の教科をも暗唱で学習することは「土人教育所」特有のことではない。当時の日本の小学教育では教師の教育不足も手伝って、算数以外地理・歴史・理科等はすべて読本的に学ぶに過ぎなかった。

しかしここで注目すべき点は、後の 1901 年「北海道旧土人教育規程」では、「土人学校」の教科から歴史・地理・理科を除外しているというところである。この措置は現場の教師から批判が相次いだにも関わらず、1916 年の法改正時にもそのまま継続された。理由として北海道庁はアイヌの学力不足、学習時間の短さをあげたが、そこには、差別的な対アイヌ政策もしくは先祖の屈辱的な歴史にふれることで、アイヌ生徒が学校や教師らシャモ側に反発心を抱くことを防ごうという目的があった。

1908 年、「北海道旧土人教育規定」を廃止して制定した「特別教育規定」によって歴史・地理も授業科目に入れられたが、その教授について道庁は以下の「特別教授ニ関スル注意事項」を各学校に促している。

> 「日本歴史ヲ授クルニハ旧土人ニ関スル事歴ハ特ニ注意ヲ加ヘ美徳ハ之ヲ賞揚シ徒ニ不快ノ感ヲ起サシムルモノノ如キハ之ヲ避クヘシ」「地理ハ特ニ郷土ノ概念ヲ明瞭ナラシメ且旧土人ニ関連シタルモノハ其大要ヲ知ラシムルヲ要ス」
> (1801 年 3 月 31 日北海道庁訓令第 28 号/伊藤・貝沢 1988:101)

そして 1916 年「第二次旧土人教育規定」が制定された際、歴史・地理・理科は再びアイヌの教育課程から排除された。

しかし「北海道土人教育所」では地理・歴史教科書も読本として採用されている。これらの教科書は、従来の研究では「アイヌを日本の風土・文化に慣れ親しませ、また歴史を教えることで天皇家の存在を理解させ日本的考え方を植え付けるため用

いられた」とする意見が多い(廣瀬 1996, 狩野・広瀬 2007 等)。

しかし『郡別産物日本地理往来』はこのような目的に適した教科書とは言い難い。『郡別産物日本地理往来』は日本各地の地理・文化・歴史等を細かに紹介したものだが、その「北海道」の項には後に開拓使が懸念した「旧土人ニ関スル記述」が載せられている。

> 後鳥羽帝文治五／年源義経奥州泰衡のために衣川にて／打死せしといへども／密に此蝦夷に渡／同民をしたがへ長／となりて終に此／地にて卒す
> 御親裁の聖時に／あたりて此州全国／王化に帰しさらに／十一州に分割した／まひ北海道と定め／たまふ／夫れ蝦夷人のその性／は愚にして至って善なり
> (後略)
> (／は改行を示す)

『郡別産物日本地理往来』は「北海道土人教育所」でのみ使用された教科書であるが、学習するアイヌ生徒の「同化」という目的を考慮して選んだ教科書とは思えない。

３．３．３　『史略』

『史略』もまた開拓使の意図した「同化」教育から外れる教科書である。

小川(1991)は、開拓使はアイヌ統治に皇室の力を大いに利用していたと指摘しており、皇室関係者が北海道を訪れた際には必ずアイヌを動員してその「皇威」を示すことで統治の象徴的な機会を提供していたとしている。1873 年、開拓使仮学校にも天皇、皇后等皇室の「行啓」が 3 度行われている。狩野・広瀬(2007:93-94)は、これは黒田の請願によると述べ、そこには「直に皇族に対面することで、アイヌに皇室に対する畏敬の念を持たせ、アイヌ民族に対する諸政策が円滑に進むようになることを意図して」いたとしている。このように開拓使の意図したアイヌの「同化」とは「皇民化」「臣民化」という面も強くあり、皇室はそのような政策を進める上でのシンボル的存在であった。

廣瀬(1996:108)は、「北海道土人教育所」での教育内容もこの方針を踏襲しているとし、「『史略』は素読・暗唱によって天皇家の存在を教え込むものであった」として、その例として「天御中主神」の項の「此神天地に先立ちて生りしかして天の正中に在て萬物を主宰す」の部分等をひいている。

しかし唐澤(1956:81)は、同部分の天皇に関する記述に一切敬語が使用されていないことに注目している。これは「国家や支配者の攻防盛衰を一種の教養として心得るべきものとする」啓蒙時代特有の歴史観である。

こうした点から『史略』を見直してみると、全体的に記述は客観的で知識を与えることに重きを置いており、頁数から見ても日本史の扱いは非常に軽く[9]、皇国の歴史観の根底である神代についても 2 頁程度で簡略に説明している。従来の研究では「北海道土人教育所」では「日本史を繰り返し読ませ暗記させることで天皇思想教えた」とされているが、『史略』はそうした目的に合致した教科書とは言い難い。

３．３．４　『泰西勧善訓蒙』

上級生徒用の『泰西勧善訓蒙』も「読」の教科書として使用された。

開拓使仮学校が開校した 1872 年には修身教科書として文部省は 5 冊の教科書を指定しているが[10]、この 5 種の教科書はすべて欧米の書の翻訳であった。『泰西勧善訓蒙』も前編はフランスで、後編・続編はアメリカで出版された本を訳して作られた修身書である。翻訳書だけあって修身の教科書でありながら東洋的要素はいっさいない。それどころか他の 4 冊と比べ、『泰西勧善訓蒙』にはキリスト教に関する記述が非常に多いという特徴がある。

刊行年からして「北海道土人教育所」で使用したと思われる前篇上巻[11]の第二篇は「天ニ對スル務」であり、その後キリスト教に基づく教えが 9 章に渡って書かれている。例えば、「第二十七章　天ハ全能純正ナレハ最モ之ヲ尊崇ス可シ」「第二十八章　天ヲ拝スルハ其純全ニシテ全能ナルヲ尊ムニアリ」のように神の全能性を謳ったものも多い。これは先の『史略』の神代に関する教えと矛盾しており、開拓使の意図した、皇室の力を借りた「皇民化」による「同化」をむしろ妨げるものである。

そもそも当時キリスト教はまだ解禁というよりも黙認に過ぎない状態であり、特にロシアとの敵対関係が続く北海道では忌み嫌われる存在だった。開拓使仮学校の生徒を札幌農学校に移す際、**3．1** で述べた通り、生徒の粗暴さに頭を悩ませていた黒田は、来日したばかりのクラーク博士に人物養成のため修身を教えることを依頼した。しかしクラークはそのような修身には聖書が不可欠であるとし、黒田はそれに対し「キリスト教はわが国典の厳禁とするところ」と反論している(蛯名 1991:38-39)。

しかし黒田はそのような波乱の芽を含むキリスト教の影響を受けた修身書を、「皇民化」教育に力を入れる「北海道土人教育所」では採用している。『泰西勧善訓蒙』は当時日本各地の学校で最も使用された修身書であった(唐澤 1956)。おそらく開拓使は特に深い考えはなしに、当時のポピュラーな教科書をそのまま「北海道土人教育所」に採用したのではないだろうか。

皇室に「行啓」を請いながら授業では欧米的な啓蒙思想の強い教科書を使用するというように、「北海道土人教育所」の教育計画には常に一貫性が見られない。「同化」目的にそぐわない啓蒙的教科書、また異なる文化を持つアイヌに配慮をしない教科書の選定からは、開拓使のアイヌ教育軽視、政策を実施してしまえば後は自然と収まるだろうというようなアイヌ教育に対する楽観的な見方が伺える。

4．「北海道土人教育所」後のアイヌ生徒達とアイヌ政策

3 で見たように、「北海道土人教育所」はアイヌのシャモへの「同化」を目的としていながら、実際の教育内容及び使用された教科書は、異なる文化を持つアイヌへの配慮を欠いたもの、また「同化」を妨げる啓蒙的なものであった。当然開拓使の期待したような教育成果はあげられず、アイヌ生徒は慣れない環境の中、1874 年春までには 38 名中 4 名病死、3 名病気にて帰郷、1 名脱走という悲惨な結果を迎えた。これを受けて 1874 年 6 月、開拓使仮学校は全アイヌ生徒に今後の進路に対する希望調査を行った。結果、30 名中 25 名が帰郷を希望、5 名が開拓使仮学校への編入を希望した。1874 年 7 月、帰郷を希望したアイヌ生徒達は東京を発ち、それぞれの居住地に帰った。こうして「北海道土人教育所」における「同化」教育はわずか 2 年で頓挫した。

「北海道土人教育所」の目的は、シャモに近いアイヌの青年を教育し、彼らをそ

れぞれの居住地でのアイヌ社会の教化を率いる指導者とすることであった。しかし開拓使は帰郷したアイヌをそのまま居住地に留め置かず、何とか札幌に呼び戻そうとする。東京出張所責任者西村貞陽は札幌本庁に次のような指示を送っている。

> 先般東京ヨリ帰郷ノ土人七名ノ義ニ付小樽詰ヨリ別紙ノ通伺出ノ処右ハ其侭御差置き相成候而者従前ノ旧習ニ陥リ多年厚ク御世話有之候モ空ク相成可申ニ就而者差向当地へ御呼寄ノ上通学為致候様支度（開拓使公文録〇五八二〇）

上の文書と重なる出郷要請から伺えるのは、アイヌ生徒を居住地に戻したくないという開拓使側の姿勢である。当初の「東京で教育したアイヌ生徒を各居住地の指導者としよう」という計画は最早なく、そこには帰郷したアイヌが元の生活に戻らないよう市街地に留め置かねばならないという焦りのみが見える。開拓使にとって帰郷したアイヌはむしろアイヌ社会から引き離さねばならない存在だった。

これは、1874 年の進路調査で開拓使仮学校編入を希望した生徒、つまり開拓使が「上等」と見なしていたアイヌ生徒においても同様である。

開拓使仮学校編入を希望したアイヌ生徒 5 名はその後仮学校宿舎でシャモとともに寄宿し、1875 年 8 月、開拓使仮学校が「札幌学校」として札幌に移転した際、シャモ生徒とともに北海道へ渡った。しかし「北海道土人教育所」と開拓使仮学校はその教育内容も大きく異なり、彼らにとって札幌学校で学ぶことはほとんど初めての内容ばかりであった。1876 年 3 月には 5 名中ソーコハンとサラルトツが家族の病気を理由に帰郷願いを出したが札幌本庁からの許可はなかなか下りなかった。ここにもアイヌ生徒を実家に戻すことに消極的な本庁の姿勢が見える。

他 3 名の消息は未だ判明していないが、ソーコハンとサラルトツは 1876 年 4 月本庁の命によって「開拓使等外三等出仕」として刑法局勤務となり、アイヌ犯罪人尋問の際の通訳等を行った。当初の目的である農業指導者とはかけ離れた仕事である。これについて狩野・広瀬(2007:113)は「開拓使は最も成績が優秀とみなした者でさえも、アイヌ教化事業の一翼を担わせようとしなかった」と指摘している。家族を心配するソーコハンに配慮し、開拓使は彼を故郷に近い小樽群出張所勤務としたが、1880 年、ソーコハンは職場を脱走した際誤って海に落ち死亡した(狩野・広瀬 2007:137)。

1874 年 7 月に帰郷したアイヌ生徒の中には、その後ますます増加するシャモ移民に居住地を追われ、狩猟・漁業等従来の生業によって生計をたてることが不可能となった結果、東京で学んだ農業技術によって居住地の立て直しを図ろうとした者もいた。狩野・広瀬(2007:140)は 1880 年代、琴似のマタイチ、また高島郡厩村に強制転居させられたイワオクテ等の元アイヌ生徒が農地の下付けを申請したことをあげている。

しかしこのようなアイヌ生徒の試みも、時勢の前に空しいものとなる。1875 年の屯田兵入植、また樺太・千島交換条約によって樺太がロシア領になった頃から、屯田兵入植地に先住していたアイヌ、また樺太アイヌに対する大規模な強制移住[12]が始まった。1877 年にはアイヌの土地を一時的に国有地と見なす「北海道地券発行条例」が採択され、アイヌ居住地の根拠が法的に否定されてしまった。以後法的な根拠を得て、強制移住及びアイヌの不毛な土地への囲い込みが更に進んだ(小川 1997 参照)。生活苦から農業によって生計を立てようと試みたイワオクテも数年後、開墾

した土地から更にヤマウシへ強制移住させられ、1886 年にはその地で新たなシャモ入植者に大量の飲酒を強要され急逝している(狩野・広瀬 2007:140)。

青年アイヌ生徒の強制徴集から始まり、居住地からの切り離し、無計画な教育、そして強制移住で幕を閉じた「北海道土人教育所」の「同化」教育は、その内容、また結果から見て、「教育」ではなくアイヌ居住地の「破壊」であった。アイヌ社会教化の指導者を育てようという「北海道土人教育所」の目的は完全に失敗に終わったが、皮肉にもこの後、北海道はこのような、教育ではなくアイヌ居住地「破壊」による徹底的なアイヌのシャモへの「同化」を成功させていく。シャモの入植者が増えるに従い、アイヌの強制移住・囲い込みは続き、土地と結びついたアイヌの伝統習俗は失われていった。また生業を奪われ、条件の悪い土地に移住させられたことからアイヌの人口は激減した。

「北海道土人教育所」の失敗に懲りてか、その後アイヌ教育に予算をつけなかった開拓使だが、1880 年代後半から増えたキリスト教宣教師によるアイヌ学校に対抗するため、各居住地にアイヌ児童のための小学校を作り始める。しかしここでも開拓使は小学校のレベルを下げた授業をアイヌ生徒に施すだけで、「北海道土人教育所」での失敗を全く生かしていない。それでも 1886 年には 9.2%程度だったアイヌ児童の就学率が、わずか 15 年後の 1910 年には 92.2%まで増えたのは、教育政策の力ではなく、増加するシャモに生活を破壊され、従わなければ生存さえ危うい中、アイヌが自らの判断によって自分の文化を捨てざるを得なかったからである。

小川(1991a)はこの決断を、アイヌがシャモとの交わりの中で、シャモに「劣らず」「騙されない」こと、特にその手立てとして「文字」の習得即ち学校教育の「必要」を痛感させられていく過程に基づくものと説明している。

また最初からシャモに囲まれ、シャモ的に育てられたその後の世代のアイヌには、「アイヌ嫌悪」の傾向が生まれる。彼らは、アイヌの血を薄めるためにあえてシャモと混血の子を作る、アイヌ語やアイヌの伝承を子に伝えるのを意図的に止める等、自らアイヌ的な習俗・文化を消していった(伊藤・貝沢 1988:121, 131)。1920 年代には役人の介在の元、シャモに互さんとするアイヌの自己修養運動も起こる(小川 1991b:60)[13]。このようにアイヌは自らシャモへの「同化」を求め、「よき日本人たらんとする努力」(小川 1997:2)をした。その背景にあったのは優れた「同化」教育ではなく、シャモによるアイヌの生活の徹底たる「破壊」であった。

常に不十分な計画や教育内容でありながら、世界で最も成功した「同化」政策と言われる北海道アイヌ教育政策の「破壊」傾向は、初期のアイヌ政策である「北海道土人教育所」に、意図されたものではないにも関わらず、すでにはっきりと表れている。

５．まとめと今後に向けて

本稿では開拓使の最初のアイヌ教育政策である北海道開拓使仮学校附属「北海道土人教育所」の設立経緯とその教育内容を使用された教科書分析から考察し、そこに示される開拓使・北海道のアイヌ教育に対する姿勢について考えた。その結果、以下の点が明らかになった。

(1) 「北海道土人教育所」はその設立から開拓使仮学校設立に便乗したものであり、準備不足で一貫性のない計画であった。

(2) 使用されていた教科書は、開拓使が目指す「同化」「皇民化」に適したものではなく、むしろ啓蒙思想やキリスト教の教義に基づく欧米的な書であった。また異なる文化を持つアイヌへの配慮も見られない書であった。
(3) 開拓使は当初、「北海道土人教育所」で教育したアイヌ生徒をアイヌ社会に戻しアイヌ教化の指導者とする考えであったが、教育の失敗から、逆にアイヌ生徒を居住地から切り離す計画をとった。このため集落の中心的な存在を失った各居住地は困窮を極め、この頃から始まった強制移住と相まってその多くが崩壊した。
(4) 「北海道土人教育所」のアイヌ教育政策は、不十分な教育ではなく「破壊」によってアイヌの「同化」が進むという皮肉な結果に終わったが、この方向性はその後のアイヌ教育政策にも意図せずして引き継がれた。

アイヌが自らの文化を恥じるまでに追い詰められたのは、シャモ側に「同化」の是非を疑う人が全くおらず、アイヌはシャモに同化するのが生活のためにも一番良いとの考えが揺るぎなく存在していたからと思われる[14]。しかしこれは必ずしも過去の話ではない。現在道内だけでも約 24000 人が自らをアイヌと表明している[15]が、それでもアイヌについて語られるとき、それは「滅びゆく文化」という文脈で語られることが多い(伊藤・貝沢 1988, 小川 1997 等参照)。このような視点は、シャモが優位なこの社会でアイヌは保護されるべき気の毒な存在であるという考えにつながり得るという点で、かつての「北海道旧土人保護法」[16]の根底を成す思想、また「北海道土人教育所」に現れた無意識の「破壊」に通じるものがある。

差別法といわれるこの「北海道旧土人保護法」が廃止されたのは 1997 年とごく最近である。これと同時に「北海道旧土人保護法」とは逆に、アイヌ文化の振興・普及・啓発を図ることを目的とした「アイヌ文化振興法」が制定された。またこれと前後して 1997 年 3 月には初めてアイヌが先住民族であることを認める司法判断が札幌地裁で出されている[17]。2008 年には、現状の後追いではあるものの、アイヌ民族を先住民族と認定するよう求める初の国会決議も採択された。アイヌ側が求めた生活支援策が実現されないなど未だ問題点も多いが、近年になりようやく日本でもアイヌとの共生を前提とした動きが見えてきている。

北海道でのアイヌとの共生を考える際、鍵となるのが、他の多民族国家での政策である。カナダの教育事情を視察した廣瀬(1991) によれば、カナダのカルガリー市にはカナダ・インディアンの民族学校(Plains Indians Cultural Survival School)もあり、小学校が多文化教育(Multicultural education)に力を入れているという。カルガリー市パブリックスクール教育委員会(C.B.E)が掲げる多文化教育理念には次の項が含まれる。

> 第 6 項　カナダ社会の文化的な多様性は、学校の中で利用・発展できる、ないし、すべき人的資源である。(廣瀬 1991:84)

このような文化的多様性に対する積極的な評価は、アイヌを始めとする多くの先住民が暮らす北海道が持つべき視点である。

近年では小学・中学・高校の授業で実際にアイヌ文化学習を取り入れた教師からの実践報告が上がり始めている(米田 1996, 遠藤 2003, 菊地 2003)。現場でのこの

ような取り組みはまだ一部の熱心な教師に限られるようであるが、北海道教育大学岩見沢分校では 1990 年代から教員養成大学でのアイヌ文化教育のカリキュラム開発に直接寄与することを目指し、教材開発と同大学講義においての実施を行うと同時に、小学校教員養成課程の学生に対しても同教材を使用したアイヌ文化教育を行っている(北海道教育大学岩見沢分校 1991)。

1997 年にようやく「北海道旧土人保護法」が廃止された北海道において、アイヌとのシャモとの関わり方は未だ過去の問題ではなく、多文化共生への模索は始められたばかりである。

参考文献

蛯名賢造（1991）『札幌農学校　日本近代精神の源流』 東京: 新評論.

遠藤匡俊（2003）「アイヌ文化と高校地理教育」『岩手大学教育学部研究年報』第 62 巻 岩手: 岩手大学教育学部, 175-184.

麓慎一（2002）『近代日本とアイヌ社会』 東京: 山川出版社, 87-99.

廣瀬健一郎（1996）「開拓使仮学校付属北海道土人教育所と開拓史官園へのアイヌ強制就学に関する研究」『北海道大学教育学部紀要』72 号 北海道: 北海道大学教育学部, 90-119.

北海道大学（1981）『北大百年史　札幌農学校資料(一)』 東京: ぎょうせい.

伊藤明・貝沢正（1988）「アイヌ教育史　教育史学会コロキウム『アイヌ教育史』の記録」『北海道大学教育学部紀要』51 号 北海道: 北海道大学教育学部, 90-134.

唐澤富太郎（1956）『教科書の歴史』 東京: 創文社.

狩野・広瀬（2007）「開拓使による東京でのアイヌ教育」『《東京・イチャルパ》への道　明治初期における開拓使のアイヌ教育をめぐって』 山梨: 東京アイヌ史研究会, 39-142.

菊地達夫（2003）「学校教育におけるアイヌ文化学習の実践とその意義」『北方圏生活福祉研究所年報』第 9 巻 北海道: 北方圏生活福祉研究所, 1-6.

丸山隆司（2002）『<アイヌ>学の誕生　金田一と知里と』 東京: 採流社.

百瀬響（1999）『「開拓使文書」アイヌ関連件目録』 北海道: 北海道出版企画センター.

小川正人（1991a）「『アイヌ学校』の設置と『北海道旧土人保護法』・『旧土人児童教育規程』の成立」『北海道大学教育学部紀要』55 号 北海道: 北海道大学教育学部, 257-325.

小川正人（1991b）「コタンへの『行幸』『行啓』とアイヌ教育」『日本の教育史学教育史学会紀要』第 34 号 京都: 教育史学会, 50-65.

小川正人（1997）『近代アイヌ教育制度史研究』 北海道: 北海道大学図書刊行会.

桜井隆（1993）「アイヌその他北方諸民族への日本語教育」『東京大学留学生センター紀要』第 3 号 東京: 東京大学留学生センター, 135-158.

田村貞雄（1992）「内国植民地としての北海道」『岩波講座　近代日本と植民地 1 植民地帝国日本』 東京: 岩波書店.

多仁安代（2006）『日本語教育と近代日本』 東京: 岩田書店.

東京アイヌ史研究会（2007）『《東京・イチャルパ》への道　明治初期における開拓使のアイヌ教育をめぐって』 山梨: 東京アイヌ史研究会.

米田優子（1996）「学校教育における『アイヌ文化』の教材化の問題点について

1960 年代以降の教育実践資料の整理・分析を中心として」『北海道立アイヌ民族文化研究センター研究紀要』2 北海道: 北海道立アイヌ民族文化研究センター, 123-148.
財団法人アイヌ文化振興･研究推進機構 (2000)『アイヌ民族に関する指導資料』北海道: 財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構.

参考資料

ボンヌ著/箕作麟祥訳述 (1871)『泰西勧善訓蒙　前篇』上中下 名古屋: 名古屋学校.
福沢諭吉 (1871/1898)「啓蒙手習之文」上下『福沢諭吉全集』巻二 東京: 時事新報社.柾木正太郎 (1872)『郡名産物日本地理往来』上下 大阪: 文敬堂.
北海道教育大学岩見沢分校(1991)『1989~1990 年度特定研究経費　教員養成大学におけるアイヌ文化の教材化に関する研究』 北海道: 北海道教育大学岩見沢分校.
北海道教育委員会 (1992)『高等学校教育指導資料　アイヌ民族に関する指導の手引き』 北海道: 北海道教育庁生涯学習部学校教育課.
文部省編 (1872)『単語篇』一二三 東京: 文部省.
文部省編 (1872)『史略』 東京: 文部省.
札幌市教育委員会 (1994)『アイヌ民族の歴史・文化等に関する指導資料　第 4 集』北海道: 札幌市教育委員会.

【註】

[1] http://www.cais.hokudai.ac.jp/ (北海道大学アイヌ・先住民研究センターホームページ)より
[2] 教育史学会第 31 回大会(1987)討論より。(『北海道大学教育学部紀要』51 号 p124)
[3] アイヌ民族に対した「日本人」を指す場合、1990 年代までは「和人」がよく使用されていたが、小川(1997)は海保嶺夫の「和人」は「アイヌ人達の『同化』政策的発想が政策レベルに登場する時点で使用され」たものとの言をひき、アイヌに対する「日本人」の呼称として、アイヌ語で「隣人」を意味する「シサㇺ」が転訛した「シャモ」を借用するとしている。本稿もこれに倣いアイヌに民族に対する「日本人」の異民族性を表すため呼称として「シャモ」を用いる。
[4] 1799 年、ロシアの南下圧力に対抗するため、幕府は東蝦夷地を、1804 年にはロシア使節レザノフの北方領土での暴行・略奪を受け全蝦夷地を直轄地とした。1821 年ナポレオン戦争でロシアの脅威が去り幕府は蝦夷地を松前藩に戻したが、1855 年箱館の開港に伴い再度木古内、乙部以北を直轄とし、諸藩に警備を命じた。
[5] 松宮観山『蝦夷断筆記』上巻に基づく伊藤・貝沢(1988:113)の発言より。
[6] アイヌの自然に対する宗教観を示す儀式。熊送りとも呼ばれる。
[7] 「役アイヌ」とも呼ばれる。松前藩による場所請負制の下、漁場毎にそこで働くアイヌを統括しシャモとの意思疎通を図るアイヌ代表として置かれた役職(「乙女」「小使」「土産取」等)。開拓使はアイヌ社会の統率・支配のため、これらの役職をそのまま残して利用した。
[8] 1873 年 2 月開拓使仮学校附属女学校の裁縫教授水野小紅が兼業でアイヌ女子生徒に裁縫を教えることとなり、入学から約半年後にしてようやくアイヌ女子生徒のための授業が始められた。
[9]『史略』は四巻からなっており、一巻は皇国 (19 頁)、二巻は支那 (18 頁)、三巻・四巻は西洋 (それぞれ 48 頁、32 頁) の歴史を扱っている。
[10]『泰西勧善訓蒙』以外の 4 冊は、『民家童蒙解』(青木輔清編)、『童蒙教草』(福沢諭吉訳/Chamber 著 *Moral Class Book*)、『修身論』(文部省印行/Weyland 著 *Elements of Moral Science*)、『性

法略』(神田孟格編)

[11] 『泰西勧善訓蒙』は前編上中下 3 巻(1871 刊行)と続編 4 巻(1874 刊行)、後編 8 巻(1874-1875 刊行)の計 15 巻から成っている。1872 年に開校した「北海道土人教育所」では前編 3 巻、中でも授業の進みから考えて上巻を中心に学習したものと思われる。

[12] 1875 年、樺太・千島条約によって樺太はロシア領、ウルップ島以北の千島列島は日本領となったが、日本は「アイヌは日本国民」と主張し、樺太在住アイヌ約 850 名を宗谷・小樽、最終的には対雁江別に強制移住させた。また新たに領地となった北千島のアイヌも統治の都合上、1884 年、より北海道異近い色丹島に約 100 名を強制移住させた(伊藤・貝沢 1988)。

[13] 小川(1991b)によれば、このような運動には 2 つの傾向があり、1 つはアイヌの「自己修養」へ自らを追い込む形のもの(十勝の「旭明社」、白人の「矯風会」)で、もう 1 つは「差別撤廃」を激しく訴えるもの(旭川の給与地返還運動、教育制度上のシャモ児童との違いをなくさせる運動)である。しかしこれらはいずれもシャモと競うための手段としてアイヌの「教育」を要求しており、結果的にアイヌの言語・慣習の改変を進めることとなった。

[14] 教育史学会第 31 回大会(1987)討論より。(『北海道大学教育学部紀要』51 号 p131)

[15] 社団法人北海道ホームページ(http://www.ainu-assn.or.jp/about03.html)より。北海道が 2006 年に実施した「ウタリ生活実態調査」によれば、北海道に住むアイヌ民族の人口 72 の市町村に 23,782 人となっている。しかし同ホームページは、この調査には、「地域社会でアイヌの血を受け継いでいると思われる人、また、婚姻・養子縁組等によりそれらの方と同一の生計を営んでいる人と定義し、自らが表明する人のみを調査対象とする」という制約がある上、調査範囲も北海道に限られているため、実際はそれよりもはるかに多くのアイヌ人口が見積もられると述べている。

[16] 1899 年、内地からの移民に土地を奪われ生活手段もなく減少する一方のアイヌを国家として保護しようと「北海道旧土人保護法」が明治維新政府によって制定された。この法は、幕藩体制下で酷使され苦境に陥ったアイヌを近代国家として保護することを謳っているが、その法案理由書には、アイヌは「優勝劣敗ノ結果」「日ニ月ニソノソノ活路ヲ失イ空シク凍餒ヲ待ツノ他、為ス所無キノ観アリ」と書かれている。法が意図する「保護」とは、アイヌの文化、生活に対する保護ではなく、「皇化ニ浴スル日向浅ク、ソノ知識ノ啓発、頗ル低度」でありそれ故に貧しているアイヌを、歓農政策、教育推進等によってシャモの社会に「同化」させていくことであった。

[17] 1997 年、札幌地方裁判所による二風谷ダム判決。北海道日高地方の二風谷ダム建設差し止めを求めるアイヌと事業主である北海道収用委員会が争った。原告であるアイヌは敗訴したが、札幌地裁はアイヌの先住民性を認め、北海道収用委員会の土地収用を違法とした。